

## 柏市立南部中学校部活動規約（令和6年度）

部活動にあたっては、下記の事項を正しく把握し、規約通りに活動するものとする。

- 第1条 部活動生徒は「より良い学校生活を送るための約束」を遵守し、自主活動の精神を尊重し南部中学校の生徒としての誇りを持って活動に精進する。
- 第2条 各部は部長を1名、副部長を1～2名をおく。
- 第3条 施設・用具・備品は、公共物という自覚を持って大切に使用する。
- 第4条 活動中に事故が生じた場合には、顧問を通じて早急に学校長・養護教諭・担任・家庭と連絡をとる。
- 第5条 部活動への入部は任意とする。  
入部を希望する場合には、所定の用紙に必要事項を記入し、担任に提出する。1年生の入部に際しては、仮入部期間を設ける。退部は、担任と顧問に退部届を提出する。
- 第6条 各部は顧問・部長を中心に、年度当初に予算請求書を作成し、生徒会本部に提出して、その年度の部費を受ける。
- 第7条 活動上の諸問題については、顧問会議・部長会議で協議しその解決を目指す。  
下校違反等に対しても同様とする。
- 第8条 体育館・グラウンドの使用については、別にこれを定める。
- 第9条 試験の時は4日前（土・日、祝日も含む）より、部活動停止期間とする。但し、試験後1週間以内に大会がある場合には、保護者・学校長の承認を得て、生徒本人の意思を尊重し活動することができる。（平日は1時間以内）
- 第10条 朝の活動は、基礎体力づくりや基本技能の習得・調整を目的とする。  
活動時間は、7：10～7：55とする。（7：55には片付けを終える。）7：00以前には登校しない。※昇降口は7：00に開錠（生徒が7時前に来ていても時間は早めない）  
なお、朝の活動については、試験1週間前より活動停止期間とする。
- 第11条 部活動における生徒の更衣は、指定された場所を使用し、各顧問・部長は忘れ物や戸締まりを確認し、管理上、他に迷惑をかけないように十分に部員の掌握に努める。

**第12条** 放課後の活動は、帰りの会終了後10分後に活動開始とする。1日の活動時間は、平日は原則16時30分までとし、行事等により活動時間が十分に確保できない場合は完全下校時刻まで活動して良いものとする。完全下校時間の15分前には終了する。平日の活動は朝もしくは放課後のどちらかとする。

総合体育大会、新人戦、コンクールの1か月前より、1年生大会、春の大会の2週間前より土日を活動日としてもよいこととする。土日祝日は3時間程度を限度とする。

※土日いずれか一方を活動日としてもよいものとする。

**第13条** 部活の休養日については年間で100日以上完全休養日を設定すること

1週間のうち、1日休養日を設け、原則土日のいずれかを休養日とすること。(繁忙期であっても、月に1～2日の休養日を設けること)

**第14条** 運動部の練習については、必ず校内服かユニフォームを着用すること。

又、各部活動で認められたTシャツを着用しても良い。冬季のウインドブレーカーも同様とする。

**第15条** 放課後の完全下校時間は下記の通りとする。

4月	17:30	10月	17:00
5月	17:30	11月	16:45
6月	17:30	12月	16:30
7月	17:30	1月	16:30
8月	16:30	2月	17:00
9月	17:30	3月	17:30

**第16条** 時間延長については、学校長の許可を得て、保護者の同意が得られれば、生徒本人の意思で活動することができる。但し、延長は最大30分までとし、17:30を超えないものとする。なお、延長は大会2週間前からの顧問の指定する5日以内に限り可能とする。ただし、延長は新人戦、総体を基本とする。これ以外の大会についての延長は、管理職と相談すること

**第17条** 休日・長期休業中の登下校については、制服か校内服、又は部活動で認められたユニフォームとする。また、顧問のつかない自主練習は禁止する。

**第18条** 校外での活動については、必ず学校長の承認を得て、校外活動届を提出する。

参考： 部活動のあり方に関するガイドライン[中学校版][第3版] 令和3年度3月 柏市教育委員会